

議案第93号

杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務の委託について

上記の議案を提出する。

令和3年11月15日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務の委託について

杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、別紙規約により委託する。

（提案理由）

杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務を東京都に委託することについて、区及び東京都の間において協議するに当たり、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議決を経る必要がある。

別紙

杉並区学校教育職員の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務委託に関する
規約

（委託事務の範囲）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、杉並区（以下「甲」という。）は、杉並区学校教育職員（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）第2条に規定する者をいう。）の教育管理職（副校長）任用審査に係る事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を東京都（以下「乙」という。）に委託する。

（経費の負担）

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、特に必要と認めた場合は、その一部を負担することができる。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲と乙とが協議して定める。

（収入の帰属）

第3条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、乙に帰属する。

（収入及び支出の経理）

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について経理を明確にしておくものとする。

（収入及び支出の精算）

第5条 乙は、毎年度終了後、速やかに委託事務に係る収入及び支出の精算を行い、その明細を甲に通知する。

（条例等の制定改廃の場合の措置）

第6条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例、規則その他の規程等が制定若しくは廃止され、又はその全部若しくは一部が改正された場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

（委託事務の管理及び執行の細目）

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日までに双方別段の意思表示がない場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。